

老齡者入院保険の緊急性を強調した教書を、さらに同年2月には老齡者の入院保険法の制定を要求する特別教書を議会に送ったのであるが、このような努力によって、1965年6月、老齡者入院保険法制定が遂に実現されることとなった。以上のような強制健康保険をめぐる長年の激しい動きとともに、半面、在郷軍人とその家族、貧窮者や各種の公的扶助受給者は、無償であらゆる種類の医

療保護を受け、またアメリカの全病院ベッドの4分の3が公的医療施設である事実は、アメリカにおいても、社会化された医療が急速に進みつつあることを示すものであり、今回の老齡者入院保険法の実現とともに、アメリカの医療保障制度が今後どのように発展するかは、社会保障制度の上からも重大な関心事でなければならない。

ニュージーランドの社会保障

——主として年金制度について——

平 田 富 太 郎

I

各国で実施されている社会保障制度は、各国それぞれの特殊事情に基いて創設されたものであるから、具体的にみれば制度的体系について各国ごとにかんがりの相異がみられることは周知のとおりである。フランスのラローク (P. Laroque) などによって、資本主義国でこれまで立案実施された社会保障のなかでも最もすぐれた計画であると賞讃されているイギリスはじめ多くの自由制諸国においては、社会保険を中心として公的扶助制度に社会保険を補完する役割をさせた社会保障体系を採用している。しかし、ニュージーランドはこれら両制度を癒合・調整したような特殊な制度を実施している。すなわち、同国は社会保障経費調達のために主として目的税による釀出制の建前をとっているが、社会保障給付については一定基準による「所得テスト」を支給条件とする制度を採用しており、単なる社会保険や公的扶助とも異なる特殊な形態をもって実施しており、これこそ社会保障制度であると自負している。

これまでのニュージーランドの社会保障制度の歴史は、およそ4期に区分することができよう。第1期は1898年の無釀出制の老齡年金制度の実施から1929年頃にいたるまでの時期であり、こ

の時期には老齡年金をはじめ寡婦年金、マオリ戦役年金、鉱夫年金および盲人年金などの諸年金が支給され、また伝染病手当や家族手当なども実施されていた。第2期は1930-35年の期間で、この時期には社会保障の発展はみられず、むしろ世界的不況の影響によって年金減額などが行なわれ、社会保障制度の後退ともみらるべき現象を呈した。第3期は1936-39年にわたるニュージーランドの社会保障制度再建期ともいうべき期間であり、この時期には年金制度もいちじるしく改善され、とくに1938年には統一的な「社会保障法」(Social Security Act) が実施され、全国的かつ一般的な医療サービスや年金諸給付などが支給されることになり、これらによってニュージーランドの社会保障制度が一大飛躍をとげた。第4期は1940年以降こんにちまでの時期であって、この時期の前半にはまず第2次世界大戦によって社会保障制度の一時的な中断がみられたが、大戦以降は1945年の家族給付の改善、1957年の社会保障給付費の財源調達の改正が行なわれ、1958年の子女養育に対する家族給付の前払い方式の採用、1960年の老齡・廃疾・遺児年金および失業給付などに対する「資力テスト」(Means Test) の廃止、さらにその後、所得制限の緩和や給付の引き上げなどの改善が行なわれている。

しかし、なんといっても、ニュージーランドの現行社会保障制度の基本は、1938年の「社会保障法」(1939年4月1日より実施)によって確立されたものとみることができる。この「社会保障法」の法案は、約2年間にわたる「国民保健および長老年金委員会」(The National Health and Superannuation Committee)の調査・研究と審議の成果報告をたたき台として作成されたものであって、社会保障に関する高い見識と異常な熱意をもっていた当時の労働党内閣首相サヴェジ(M. J. Savage)や蔵相ナッシュ(W. Nash)などを中心として、同法案はニュージーランドの国会において、1938年8月11日から9月13日までの間に10余回にわたり慎重・詳細な討論・審議のあとで、超党派的に通過するにいたったが、「政府提案の社会保障給付は、数10年にわたるわが立法の特徴であり、かつ生計の手段を奪われたひとびとに対する社会の責任(community's responsibilities)の具現を示すところの社会サービスの必然的な発展¹⁾」であると称されたものであった。

本稿では、この「社会保障法」に基いてその後展開された所得保障とくに年金制度について若干の検討を試みることにする。

II

ニュージーランドの「社会保障法」には医療保障と所得保障の各給付が統合的に規定されており、全居住者に“能力に応じて醸出せしめ、必要に応じて受給せしめる”ことを建前としている。「社会保障法」の医療保障は、同法で保健給付として規定されているものであるが、この国ではいわゆる「保健サービス」が別に実施されており、保健給付は「保健サービス」と密接な関連を保ちながら実施されている。「社会保障法」の保健給付には医療、入院加療、出産、歯科治療および薬剤などの各給付が含まれており、その他精密検査、物理療法などの諸給付が加えられ、さらに補足的給

付として地方看護サービス、家政扶助、身体障害者補助器具、精神病院収容などの諸給付などがとりあげられている。これらの諸給付についてはそれぞれ所定の基準や条件が設けられているが、これらの諸給付は原則として全居住者に適用されることになっている。これらの諸給付の中でとくに注目せらるべき制度は歯科サービスであろう。この制度は就学児童に対するいわゆる「保健サービス」と密接な関連を有する制度で、6ヵ月ごとに歯科検診・治療を要求し、これらの診療を受けたことを条件として成人後も無料の歯科サービスを継続させようとするものである。これらの医療保障に対する支出は1961-62年に約2,297万ポンドが記録されていたが、これは社会保障支出の約20%に相当するものであった。この医療保障に対して所得保障では、財政規模からみると「社会保障法」に規定された諸給付支出総額の約80%近くが充当されるなど、所得保障のもっているウェイトはかなり重くなっている。所得保障には、(1)老齢給付、(2)廃疾給付、(3)寡婦給付、(4)遺児給付、(5)鉱夫給付、(6)家族給付、(7)失業給付、(8)疾病給付、(9)緊急給付、(10)補足的扶助、(11)家屋補修の前貸し、(12)労働不能者の雇用補助金、(13)家族給付の前払い、などの現金給付が含まれているが、これら社会保障諸給付のうちで老齢・廃疾・遺族の年金給付は給付支出総額の約47%を占める最大の財政規模をもっている。しかも老齢給付はその支出が現金給付支出総額の約2分の1にのぼる重要な給付部門であるが、この老齢給付は一般老齢者に対する老老年金と、より高齢者の長老年金より成っている。

1. 老齢給付

(1) 長老年金 この長老年金(Superannuation)は一定の居住資格をもっている65歳以上の全老齢者を対象に、なんらの所得や資産のテストなしに支給されることになっている。年金額は1940年4月の実施の当初には年10ポンド(1ポンド=1,008円)であったが、その後年額12ポンド10シリング(1シリング=50.40円)に増額され、さらに1951年10月から年額75ポンド、1958年には年額110ポンド、1959年4月から年額156

1) Parliamentary Debates, Third Session, 1938, *Legislative Council and House of Representatives*, 10th August to 16th August, No. 9, Wellington 1938, p. 47.

ポンドとしだいに増額され、引き続いて 1960 年 3 月から年額 208 ポンドに、1960 年 10 月 12 日から夫婦者に 1 人当り年額 221 ポンド、単身者に年額 247 ポンドが支給されることになった。1962 年 7 月の改正以降の年金支給額は後述の老齢年金と同額で、夫婦者は 1 人当り年額 227 ポンド 10 シリング（基本額・週 4 ポンド 7 シリング 6 ペンス）、単身者は夫婦者 1 人当りより 26 ポンド高く 253 ポンド 1 シリング（週 4 ポンド 17 シリング 6 ペンス）となったが、1963 年 7 月 17 日から夫婦者は 1 人当り年額 234 ポンド（週 4 ポンド 10 シリング）に、単身者は 260 ポンド（週 5 ポンド）に増額された。

長老年金受給の基本的条件は 65 歳以上の年齢と 20 年以上の継続的居住期間である。居住期間については、断続的な海外居住の場合でも受給が認められることになっており、(a)不在期間の合計が 2 年未満、もしくは(b)不在期間合計が 2 年以上でも、もし 20 年以上の居住期間中における居住 1 年間の不在期間が 6 ヶ月未満であって、申請時にニュージーランドに居住しておれば、20 年以上の居住期間は中断されることなく継続されたものとみなされる。また 1938 年 3 月 15 日現在の居住者には居住期間を 10 年とする特典が認められており、この場合には、(a)不在期間合計が 1 年未満、あるいは(b)不在期間合計が 1 年以上でも、10 年以上の期間中における居住 1 年当り不在期間が 6 ヶ月未満であって、申請時にニュージーランドに居住しておれば、居住期間が中断されることなく継続されたものとみなされる。これらの規定には、たとえばニュージーランドの船籍登録もしくは所有の船舶による海外勤務や軍人の海外勤務を包括する意図が盛られているからである。しかしこの長老年金は、家族手当以外の老齢年金や廃疾年金など他の社会保障給付と併給されないことになっている。また長老年金給付は所得税の課税対象には含まれるが、しかし社会保障所得税(social security income tax)の対象からは除外されることになっている。

長老年金受給者は増加の傾向を示しており、1963 年 3 月末現在で約 11 万人が長老年金を受給

しており、1962 年 4 月-63 年 3 月には約 2,512 万ポンドが支出された。表 1 が示すように、支出の大幅な増大がみられるが、このような支出増大は受給者の増加とともに継続的に行なわれてきた支給額の引き上げが原因であるが、1959 年と 1960 年の間における約 73% の急激な支出上昇は、1952 年以降 57 年まで毎年 5 ポンドずつ引き上げられ、58 年にはさらに 10 ポンド引き上げられた支給額が、1959 年 4 月 1 日から一挙に 46 ポンド (29%

表 1 長老年金の受給者と支出

年	受 給 者	支 出	支 給 額
1952	69,133 人	3,144,091 ポンド	75 ポンド
1953	71,961	5,564,629	80
1954	75,227	6,029,183	85
1955	78,173	6,750,226	90
1956	80,832	7,771,406	95
1957	83,431	7,908,795	100
1958	83,577	8,279,199	110
1959	84,383	8,940,752	156
1960	87,959	15,460,047	208
			(二 単 247 同 夫婦 221 増 額)
1961	97,528	20,087,377	単 247 夫婦 221
1962	105,499	23,148,897	単 253.5 夫婦 227.5
1963	111,850	25,117,671	単 260 夫婦 234

増)も大幅に引き上げられた支給額増加によるものであった。なお、1960 年以降における支出金額が同年以前より比較的に大きいのは同様な原因によるもので、支給年金額は 1960 年 3 月 30 日から 208 ポンドと 42 ポンド (25%) 増額され、同年の 10 月 12 日にはさらに単身者と夫婦者に対する二本建の支給額が初めて採用されて、単身者は 247 ポンド、夫婦者は 1 人当り 221 ポンドにそれぞれ増額され、1962 年 7 月 18 日から単身者は 253 ポンド、夫婦者は 1 人当り 227 ポンド 10 シリングと、各給付は 6 ポンド 10 シリングずつ増額されている¹⁾。

(2) 老齢年金 60 歳以上の老齢者は「所得テスト」(Income Test)と居住期間を受給資格条件

として、性別に関係なく老齢年金給付 (Age Benefits) の受給資格を取得することができることになっている。年金基本額は 234 ポンドで、表 2 に示されるように単身者と夫婦者にそれぞれの支給額が規定されており、前者は後者 1 人当たりより 26 ポンド (11% 増) 高い支給額が適用されている。すなわち、単身者の支給額は夫婦者双方合計の約 57% に相当している。またいずれか一方だけの有資格の夫婦者には双方有資格の 1 人当たり支給額が適用され、妻が社会保障給付をなんら受給していない老齢年金受給者には、同一支給額未満の補足的給付が追加されて、その支給最高額は双方有資格の合計額となっている。全盲の受給者には他の諸手当を含めて、廃疾給付で支給される給付や手当の総額が支給されることになっている。

標準年金年齢は 60 歳とされているが、しかし

表 2 老齢年金・支給額・制限所得・支給率

受 給 者	支 給 額		所得 制限	減額率 1 ポンド 当り
	年	週		
単身者	£ 260	£ S 4 0	£ 156	£ S 1
夫婦者				
双方有資格 (1 人当たり)	234	4 10	156	10
妻のみ有資格	234	4 10	390	1
夫のみ有資格	468	9 0	624	1

- 1) ニュージーランドではこの公的長老年金以外に、ほとんどの大企業と多数の中小企業はそれぞれ従業員に対する退職年金の支給のための私的長老年金基金 (Private Superannuation Funds) 制度を実施している。この私的年金制度では使用者に課税控除が認められているが、一部の私的年金制度は生命保険会社を利用して実施されており、保険会社はこの私的企業年金の管理・運用をかなり重要な業務としている。主として銀行、石油会社、保険会社、外国貿易会社などが保険機関を利用しているが、私的企業年金基金は次表の示しているように漸増して、1950 年 3 月末から 1962 年 3 月末までに 3 倍以上になっている。

私的長老年金基金数

(各年 3 月末日現在)

年	基金数	年	基金数
1950	1,450	1957	3,625
51	1,726	58	3,844
52	2,123	59	3,967
53	2,587	60	4,201
54	2,912	61	4,404
55	3,147	62	4,702
56	3,388	63	4,979

妻もしくは単身女子受給者の場合には、1955 年 8 月 1 日以降早期受給が認められ、適当な雇用についていない者は 55-60 歳で受給できることになった。なお、標準年金年齢以後の受給延期には、居住期間を受給資格条件として、60-65 歳間の延期 1 年当たり 6 ポンド 10 シリングずつ増額されている。

老齢年金の受給には長老年金と同一居住条件が要求されており、居住条件に関する各事項も長老年金と同一であるが、この老齢年金受給者にはとくに品性の資格条件が要求され、妻もしくは夫の遺棄あるいは妻および 16 歳未満者の被扶養者の生計維持に対する故意の怠慢がみられる場合には給付の支給が認められないことになっている。受給条件として要求される「所得テスト」には表 2 に示されるような所得制限が設けられており、所得がこの制限額を超過する場合には一定比率でそれぞれ年金給付が減額される仕組みとなっている。すなわち、単身者の老齢年金の受給の場合に要求される「所得テスト」の制限額は年額 156 ポンドであって、この額を超過する 1 ポンド当たり 1 ポンドずつ年金が減額されることになっている。夫婦者双方が年金受給有資格の場合には、もし彼らの年総合所得が 156 ポンドを超過すると、その超過する 1 ポンド当たり 10 シリングずつ年金が減額され、夫婦者の一方だけ受給有資格の場合には、単身者と同様に 1 ポンド当たり 1 ポンドずつ年金が減額される。夫だけが有資格の場合には、624 ポンドを超える 1 ポンド当たり 1 ポンドずつ年金が減額されることになっている。このように、所得制限では単身者と双方の有資格夫婦者 1 人当たりの制限額は同一で、後者の場合には双方いずれもこの制限未満ならばそれぞれ年金最高額を受給することができる。これに対して一方のみ有資格であるか、あるいは妻がなんらの社会保障給付を受けていない場合には、双方の所得合計が評価対象とされるので、これらの所得制限はより高い制限額が設けられ、年金の受給資格をもっていない配偶者の収入による受給喪失防止が配慮されている。これらの所得制限には家族給付、戦時廃疾年金 (war disablement pension) および戦争未亡人基本年金 (basic

war widow's pension) が評価対象から除外されているので、これらの諸給付は老齢年金と併給されることになっている。たとえば、南アフリカ戦争の参加者、第2次世界大戦その他に軍人および軍属として参加した者は、ニュージーランド出生もしくは開戦時の居住を条件として年額 26 ポンドの付加手当 (additional allowance) を支給される²⁾が、これらの手当は戦争参加に対する特典として「所得テスト」を免除されている。また年金受給者の妻あるいは女子年金受給者では、家政や看護サービスなどによる所得は、年額 78 ポンドまで所得評価から除外されることになっている。

最近の約 12 年間ににおける老齢年金の受給者数は表 3 に示されるように減少傾向があり、とくに 1962 年 3 月現在では前年度対比で 6,590 人の減少となっていた。1962 年の受給者のうち 4,774 人は妻がなんらの社会保障給付をも支給されてい

表 3 老齢年金の受給者と支出

年 (12月末現在)	受 給 者	支 出
	人	ポンド
1952	125,775	19,235,326
53	123,104	19,235,326
54	122,205	19,222,234
55	121,063	22,251,098
56	118,668	22,831,089
57	119,118	23,305,383
58	118,187	24,304,077
59	118,502	26,104,992
60	116,077	27,291,008
61	106,673	27,053,647
62	100,083	24,858,413
63	97,391	24,507,889

2) 戦時年金の受給者と給付支出は次表のとおりであった。
戦時年金の受給者と支出 (1962 年 3 月末日現在)

受給資格取得 の参加戦争	受 給 者		給付支出	
	人 数	百分比	支出額	百分比
	人	%	1,000 ポンド	%
第1次世界大戦	13,845	25.78	3,291	26.56
第2次世界大戦	24,676	45.94	2,938	23.71
朝鮮戦争	209	0.39	13	0.11
復員者(参戦)	14,749	27.46	6,125	49.44
南アフリカ戦争	17	0.03	5	0.04
海員(戦時勤務)	29	0.05	4	0.03
緊急救助隊員 (戦時勤務)	8	0.02	2	0.02
補足的扶助	178	0.33	11	0.09
合 計	53,711	100.00	12,390	100.00

ない夫で、また 85 人の男子は南アフリカ戦争による追加給付を認められていた。また老齢年金に対する支給総額は同表に示されるように漸増の傾向があったが、ただ 1961-62 年には前年度対比で約 220 万ポンドの減少となっている。とくに、1962 年 12 月 31 日現在の老齢年金受給者の年齢別と性別の員数をみれば、表 4 の示すとおりであって、60 歳以上の約 98,000 人が老齢年金を受けていた。受給者を年齢別にみると、75 歳以上のグループが多く、60-64 歳のグループでは、女子

表 4 老齢年金受給者の年齢別・性別

(1962 年 12 月 31 日現在)

年 齢	男 子		女 子		合 計	
	人数	百分比	人数	百分比	人数	百分比
60 歳	961	3	1,429	2	2,390	2
61	1,615	5	2,412	4	4,027	4
62	1,866	6	2,772	4	4,638	5
63	1,964	6	2,696	4	4,660	5
64	1,746	5	3,023	5	4,769	5
小計 60-64	8,152	25	12,332	19	20,484	21
65-69	4,963	15	13,091	20	18,054	19
70-74	6,176	19	13,475	21	19,651	20
75以上	13,494	41	25,982	40	39,476	40
合 計	32,785	100	64,880	100	97,665	100

資料 New Zealand Official Yearbook 1964, p. 185.

が男子より多いのに、それぞれの構成比では男子の方が女子より高い比率を示している。さらに、表 5 の示すように、最近数年間ににおける受給者は老齢人口の漸増にもかかわらず、全般的には老齢年金受給者数の減少傾向が現れており、この傾向はとくに 65 歳以上のグループにおいてみられる

表 5 老齢年金受給の年齢層

年	60-64 歳	65 歳以上	合 計
	人	人	人
1957	17,584	100,795	118,379
58	17,310	101,135	118,445
59	17,385	98,223	115,608
60	17,807	91,671	109,478
61	18,867	81,216	100,083
62	20,484	77,181	97,665

が、60-64 歳のグループでは逆に増加傾向があらわれている。しかし、60-64 歳のグループでは一般に 60 歳以降受給を延期し、しかもその延期期間も比較的長いものが多い状況であって、たとえ

ば 1962-63 年では受給を延期した 409 件のうち延期 1 年の者が 53 件, 2 年が 4 件, 3 年が 79 件, 4 年が 55 件, また 5 年が 177 件となっている。なお, 1963 年 3 月末現在における老齢年金受給者数は 97,391 人で, 1962 年 3 月末現在と比べて 2,692 人の減少を示した。

1961 年のニュージーランドの全人口 241 万人のうち 33.1% が 15 歳未満, 58.3% が 15-64 歳, また 8.6% が 65 歳以上のグループとなっており, 使用者, 自営業者を含めて経済活動に従事している者は約 90 万人で, 全人口の 37.1% であった。すなわち, 年齢別では 58.3% の人口が 41.7% を扶養していたことになるが, 事実上では 37.1% の経済活動従事者が 62.9% の人口を扶養していたことになる。しかも, 65 歳以上の年齢グループのうち 43.9% が年金を受給していたことになる。つまり, 年齢グループでは 15-64 歳のグループ 6.7% が 1 人の 65 歳以上の高齢者を負担することになるが, 経済活動人口に対比すれば, 4.3 人が 65 歳以上のグループ 1 人を負担していることになっていた。

2. 廃疾年金

16 歳以上で老齢年金の受給資格を取得していない者は, (a)全盲, (b)疾病, 災害もしくは先天的不具による永久的労働不能の場合に, すべて廃疾給付 (Invalids' Benefits) に対する受給資格を取得できることになっている。廃疾年金支給額は表 6 の示すように, 単身者と夫婦者で異り, 前者は 20 歳未満と 20 歳以上との間に 39 ポンドの差が設けられており, 夫婦者 1 人当りは単身者成人より 26 ポンド低く, 夫婦者双方の分を合計すれば 268 ポンドとなる。

表 6 廃疾年金額と所得制限

(1962 年 7 月 18 日以降)

受 給 者	給 付 年 額	所 得 制 限	
單身者			
20 歳以上	260	£ 156	
20 歳未満	221	156	
既婚男子	234	468	156
妻	234		
既婚女子	234		390

資料 New Zealand Official Yearbook 1964, p. 189.

廃疾年金の受給には, (a)長老年金と同一居住期間, (b)廃疾年金の受給を目的に故意に生じさせた労働不能以外の廃疾, (c)善良な品性と節酒を含む真面目な生活態度, などを資格条件として要求している。これらの認定は社会保障制度の全般的な管理を行なっている社会保障委員会 (Social Security Commission) によってなされているが, もしこの委員会の決定に対して不服の場合には, 委員会の決定後 3 ヶ月以内に 3 人の医師から成る委員会に不服の申立をすることができるようになっている。このように, 廃疾給付の受給上の紛争などが生じた場合には, 廃疾に関する必要な医学的検討・証明を請求した上で受給資格を取得できることになっている。なお, 廃疾給付の受給には「所得テスト」が要求されており, 表 6 の示すように, 所得が年額 156 ポンド (既婚女子は 390 ポンド) を超過する場合には, その超過所得の各 1 ポンドに対して 1 ポンドだけ減額される仕組みになっている。しかし, 老齢年金と同様に, 「所得テスト」には戦時廃疾年金 (war disablement pension) と戦争未亡人基本年金 (basic war-widow's pension) がテスト対象から除外されることになっている。また盲人の所得算定にあたっては, とくに当人自身の所得が対象から免除され, さらに受給した廃疾給付を除いた年総所得が 312 ポンド以下である場合には, 盲人自身の 25% だけ給付が増額されることになっている。しかし盲人にも 661 ポンドの最高取得額 (給付と所得合計) が設けられている。なお, 既婚女子受給者が労働不能により常時家事手伝いや看護を必要とする場合には, 当人と夫の所得および給付の合計が週 14 ポンド未満であることを条件として, 社会保障委員会は「所得テスト」により減額されていた給付額を年 234 ポンドまで認めることになっている。また特殊な支給例として, 一般的廃疾に対する特殊な医学的処置あるいは盲目の医学的処置や盲目の職業訓練などのための 2 年未満の国内不在期間については, 同委員会の承認を条件として廃疾年金の支給が認められている。廃疾年金受給者は老齢年金の受給年齢である 60 歳に達すれば, 廃疾年金を放棄して, その代りに老齢年金を受給する仕組みとなっているが

表 7 廃疾年金の受給者数と支出

年 (3月末現在)	受 給 者	支 出
1952	8,528人	1,476,281ポンド
53	8,257	1,416,561
54	8,194	1,488,425
55	8,110	1,616,562
56	7,743	1,680,111
57	7,773	1,672,438
58	7,802	1,799,823
59	8,032	1,942,490
60	8,024	2,118,411
61	8,157	2,148,898
62	8,181	2,190,984
63	8,053	2,268,204

表 8 廃疾年金新規受給者 (1961 年)

受 給 者	男 子		女 子		合 計	
	人数	百分比	人数	百分比	人数	百分比
単身者	169人	31%	178人	70%	347人	44%
夫婦者	299	55	8	3	307	38
寡婦・かん夫	25	5	22	9	47	6
別居・遺棄・離婚	48	9	47	18	95	12
合 計	541	100	255	100	795	100

資料 New Zealand Official Yearbook 1963.

表 9 年齢別新規受給者 (1961 年)

年 齢	受 給 者	百 分 比
20 歳未満	110人	14%
20-40	119	15
40-50	140	17
50 以上	427	54
合 計	796	100

資料 New Zealand Official Yearbook 1963.

この場合老齢年金移行後も廃疾年金で受給していた支給額は、老齢年金支給額と関係なく、継続して受給することができることとなっている。

最近の 12 年間における廃疾年金の受給状況は表 7 の示しているように、受給者数には増減の起伏はあまり現れていないが、給付支出額は漸増している。この支出総額の増大は継続的に行なわれてきた支給額引き上げが主要な原因であった。ちなみに 1961 年の廃疾給付の新規受給者を類別にみると、表 8 のとおりであって、既婚男子の受給者が最も多く、単身者の女子がこれについて多かった。また廃疾年金受給者を年齢別にみると、表 9 の示すとおりであって、20 歳未満のグループ

は約 14% で 20-40 歳グループとほぼ等しく、40-50 歳グループはこれら 2 つのグループよりやや多かったが、50 歳以上グループは 54% にのぼり、比較的高齢なグループが過半数を占めていた。

1962 年の廃疾年金の新規受給者は 884 人であったが、そのうち訳は単身者 379 人 (男子 195 人, 女子 184 人), 既婚者 323 人 (男子 317 人, 女子 6 人), 寡婦 32 人, かん夫 32 人, 別居, 遺棄, 離婚など 130 人 (男子 61 人, 女子 69 人) となっていた。年齢的には 20 歳未満者は 151 人, 20-40 歳の者は 107 人, 40-50 歳の者は 156 人であったが, 50 歳以上の者が 470 人にのぼり最も多く, 前年度と同じように老齢のものが最大のグループをなしていた³⁾。

3. 遺族給付

(1) 寡婦年金 この寡婦給付 (Widows' Benefits) は原則として 16 歳未満の子女を養育するすべての寡婦に対して支給されるものである。しかし受給申請時に 16 歳未満の子女を養育していなくとも, 次のような条件を具備している寡婦もまた寡婦年金を受給できることになっている。

- (a) 結婚後 15 年以上か, あるいは結婚期間と子女養育期間の合計が 15 年以上かのいずれかの寡婦であること。
- (b) 結婚後 5 年以上で夫に死亡された 50 歳以上の寡婦であること。
- (c) 結婚期間 10 年以上で, かつ結婚後 15 年以上を経過していて, 40 歳を過ぎて夫に死亡された 50 歳以上の寡婦であること。

なお, 寡婦年金は夫に遺棄され, 夫に扶養が命じられているにもかかわらず, 十分な扶養を受けていないので生計困難な妻や離婚された妻にも支給されるが, しかし夫から扶養を受ける場合には寡婦年金は減額されることになっている。さらに, 強制収容もしくは任意に入院している精神病患者の妻にも寡婦年金の支給が認められている。

寡婦年金の支給額は老齢年金単身者の支給額と同額の年額 260 ポンド (週 5 ポンド) である。表 10 の示すように, もし寡婦が 16 歳未満の子女 (継

3) Department of Statistics, New Zealand Official Yearbook 1964, Wellington 1964, p. 189.

表 10 寡婦年金に対する補足給付 (母親手当)

給 付	支 給 額	
	年	週
寡婦年金	£ 260	£ 5 0
寡 婦		
子女養育の母親手当		
子女 1人	169	3 5
2人	195	3 15
3人	221	4 5
4人	247	4 15
5人	273	5 5
6人以上	299	5 15

資料 New Zealand Official Yearbook 1964, p. 186.

子と養子を含む) 1 人を扶養する場合には、年額 169 ポンド (週 3 ポンド 5 シリング)、2 人を扶養する場合には 195 ポンド、3 人では 221 ポンド、4 人では 247 ポンド、5 人では 273 ポンド、6 人以上では 299 ポンドと扶養子女が 1 人増すごとに 26 ポンド (週 10 シリング) ずつ増額されるところの補足給付 (母親手当 Mather's Allowance) が追給される。ニュージーランドの他の各年金制度では子女養育に対して 1 人当たり年額 39 ポンド (週 15 シリング) が支給されるのに対して、この寡婦年金ではより低い支給額が適用されている。16 歳未満の各子女には以上の外に家族給付 (Family Benefit) が年額 39 ポンド (週 15 シリング) あて併給される。

寡婦年金の受給には、ニュージーランド出生の子女を養育している場合とか、あるいは子女の出生時に一時的に海外に居住していたような場合には、なんら居住期間条件を要求されないことになっている。しかしその他の寡婦が寡婦年金を受給するには、夫の死亡直前の 3 年以上継続して夫とともにニュージーランドに居住しているか、あるいは夫なり自分なりが夫の死亡時にニュージーランドに 5 年以上継続的に居住しているという一定の居住期間が受給資格条件として要求されることになっている。なお、年金の受給には「所得テスト」が要求され、年額 156 ポンドを超過する所得がある場合には、その超過額の 1 ポンドにつき 1 ポンドずつ減額される。しかし 16 歳未満の子女を養育している寡婦の場合は、1961 年修正法によって 1961 年 9 月 13 日以降この所得制限が 206

ポンドに増額されている。したがって、子女を養育していない寡婦が年金と合計して取得できる最高の所得は年額 416 ポンド (寡婦年金プラス制限所得) である。子女 1 人を養育している寡婦では年額 689 ポンド (寡婦年金プラス母親手当プラス制限所得) となり、子女 2 人以上を養育している場合には、1 人増すごとに 6 人まで 6 ポンドずつ増額されることになっている。この場合、老齢年金と同様に「所得テスト」では戦時廃疾年金や戦争未亡人基本年金はテスト対象から除外されている。さらに個人の家庭における手伝いもしくは看護サービスあるいは病院もしくは慈善的施設などで働いて取得した所得も年額 78 ポンドまで「所得テスト」の対象から除外されることになっている。さらに、子女の全日制教育施設における就学や訓練では子女に対する母親手当は 18 歳まで受給が認められている。寡婦年金の受給資格は再婚によって喪失されることになるが、寡婦年金の受給のためには、老齢年金と同じように、“good moral character and sober habits” をもっていることが資格条件として要求されている。

表 11 に示されるように、1963 年 3 月末現在で寡婦年金受給者数は 14,063 人で、前年同期に比べて 440 人の増加を示し、同年 3 月末現在の経費は 4,546,168 ポンドで、前年同期の 4,352,732 ポンドに比べて 193,436 ポンドの増大であった。最近 12 年間の寡婦年金の受給者数は 10% 余り増加してきているが、所得制限の引き上げや資産に対する「資力テスト」(Means Test) 廃止などの

表 11 寡婦年金の受給者数と支出

年 (3月末現在)	受 給 者 数	支 出
	人	ポンド
1952	12,367	2,230,635
53	12,026	2,230,635
54	12,072	2,323,835
55	12,197	2,664,461
56	11,771	2,849,308
57	12,118	2,934,265
58	12,168	3,279,683
59	12,833	3,642,351
60	13,049	3,915,785
61	13,328	4,200,457
62	13,623	4,352,732
63	14,063	4,546,168

受給条件の寛大化にもかかわらず、増加率は比較的小さいとみらるべきものである。これは寡婦年金の受給者が老齢年金の受給年齢以降は老齢年金に移行されるためであるとみられるが、しかしこのおよそ 14 年間に支出は約 95% の増大で、ほぼ 2 倍に膨張している。この増大の主因としては、やはり寡婦年金の支給額引き上げや受給条件の寛大化などを指摘することができよう。この寡婦年金は当初 16 歳未満の子女養育を条件として支給されたが、最近の寡婦年金受給者を子女の有無別で分類すれば表 12 の示すように、子女を養育する寡婦より子女無しの方が多い。この状況は子

表 12 子女の有無別寡婦年金受給者

年 (3月末現在)	子女有り		子女無し	合 計
	1 人	2 人以上		
1954	4,501		7,571	12,072
55	4,515		7,682	12,197
56	2,220	2,590	6,961	11,771
57	2,266	2,774	7,078	12,118
58	2,324	2,884	6,960	12,168
59	2,449	3,154	7,230	12,833
60	2,738	3,298	7,013	13,049
61	2,692	3,251	7,385	13,328
62	2,746	3,317	7,560	13,623
63	2,803	3,504	7,756	14,063

女を養育していない寡婦にまで寡婦年金制度の適用を拡大したことによるものであって、寡婦年金の当初の子女養育的な基本的性格と意図とが変化してきたものとみることができよう。しかし、子女を有するグループを子女数でみると、2 人以上の子女を養育するグループの方が多数を占めていた。1961-62 年の支出総額は約 43 万ポンドで前年度より約 15 万ポンド増であった。扶養義務不履行の夫には裁判所の命令で扶養費支払いが請求され、この手段によって同年度に徴収された扶養費総額は 159,055 ポンド（前年度 148,421 ポンド）にのぼったが、この金額は右の支出総額から相殺された。

(2) 遺児年金 ニュージーランド出生の 16 歳未満の子女と、死亡直前 3 年以上ニュージーランドに居住していた両親を喪失した 16 歳未満の子女には遺児給付 (Orphans' Benefits) が支給される。

その支給額は子女 1 人当り年額 130 ポンド（週 2 ポンド 10 シリング）となっている。給付は継子および養子にも支給されることになっているが、しかし家族手当と同様に、政府施設の収容児には遺児年金は支給されないし、宗教団体およびその他の団体のホームや孤児院の収容児に対しては、それらの施設に対して給付が支給される仕組みになっている。家族手当では「所得テスト」がなんら要求されないが、遺児年金には「所得テスト」が採用されており、所得制限は年額 52 ポンドで、遺児年金と所得とを合せた最高取得額は遺児 1 人の場合に 182 ポンドである。所得制限以上の超過所得を有する場合に給付は超過額 1 ポンド当り 1 ポンドずつ減額され、支給額が 39 ポンドとなる場合には、遺児年金の支給が停止される。支給額が 39 ポンド未満となるのは減額された金額（84 ポンド 10 シリング）と最高取得額の合計が 260 ポンド以上となる場合であるが、遺児年金が 39 ポンド

表 13 遺児年金の受給者数と支出

年 (3月末現在)	件 数	支 出 ポンド
1952	324	33,667
53	314	33,404
54	302	27,583
55	300	28,899
56	290	30,688
57	278	31,599
58	260	36,129
59	264	38,195
60	277	39,441
61	274	42,948
62	270	46,307
63	289	46,062

すなわち家族手当支給額未満となって遺児年金を停止された者は家族手当を請求することができることになっている。

表 13 の示すように、1963 年 3 月末現在では遺児年金の受給者数は 289 人で、前年同期に比べて 19 人の増加にすぎず、また最近 12 年間における受給件数をみても増減に急激な振幅が現れていない。しかし、年間支出では、1962 年に比べて 1963 年は 245 ポンドの減少を示しているが、大体これまで受給件数の減少傾向にもかかわらず、遺児年金支出の増大傾向が現れている。この漸増

傾向の要因としては資産に対する「資力テスト」の廃止、所得制限の引き上げおよび給付の増額などによるものとみられる。

4. 鉱夫年金

1915年の規定によって特殊職域給付として「資力テスト」なしで鉱夫の完全廃疾に対して支給されたこの鉱夫年金は、1938年の包括的社会保障制度のうちに吸収され、災害、職業病または心臓疾患などで永久的な重症度の労働不能となった鉱山労働者に支給されている。年金支給額は老齢年金と同額で、単身者に対して年額 260 ポンド（週 5 ポンド）、夫婦者に対して 468 ポンド（週 9 ポンド）が支給される。しかし、鉱夫年金の支給にあたっては、受給者および妻の所得や資産のテストは行なわれないことになっている。したがって、年金額はなんら減額されることがないから、この点は他の年金より優遇されているものとみることができる。鉱夫年金(a)はニュージーランドにおける 2 年半以上の鉱山労働従事、(b)申請直前における 5 年以上の継続的居住、(c)善良な品性と節酒による真面目な生活態度の維持、(d)申請直前 5 年間に於ける扶養家族に対する扶養義務の履行、(e)労働補償法による同一廃疾に対する不受給、などが受給資格条件として要求されている。継続的居住では 6 ヶ月未満の海外居住は継続的居住の中断とみなされないし、また年金の受給については短期的海外居住で合計 2 年以内の滞在にも受給資格が認められている。なお、受給認定には、一般廃疾の場合と同じように、医学的判断に基づいて労働不能度が調査・検討されるが、医学的理由によって受給認可が拒否された場合には、当局が任命した 3 名の登録医で構成される委員会に不服の申立ができるように救済の途がひらかれている。鉱夫年金の受給者の死亡の場合には、寡婦に対して年額 227 ポンド 10 シリングの寡婦年金が支給される。その場合にも、寡婦の生活環境や所得や資産などになんら関係なく寡婦年金が支給されることになっている。

表 14 の示すように、鉱夫給付の受給者は漸減して 1963 年 3 月末では 236 人（うち寡婦年金受給者 51 人）が受給していた。年金給付支出は若干

表 14 鉱夫給付支給状況

年 (3月末現在)	受 給 者	給 付 支 出 (年 間)
1957	422	121,048
58	405	124,589
59	386	119,205
60	353	112,832
61	316	117,822
62	267	100,361
63	236	87,258

の起伏がみられるが、1957-58 年と 1960-61 年における支出増大はいずれも給付額の引き上げに基づくものであった。

III

ニュージーランドの現行社会保障制度の全般的管理は社会保障省 (Ministry of Social Security) の指導・監督のもとに、社会保障委員会 (Social Security Commission) が担当しているが、同委員会は社会保障制度運営上の最高機関としての地位を占めている。この委員会には主席医療官と 23 名の年金医療官および戦時年金委員会 (War Pension Board) が所属している。社会保障省には社会保障部 (Social Security Department) が設けられ、その下に社会保障給付局 (Division of Social Security Benefits) が設けられているが、末端業務は各地方の登録官とその下に所属する各地区の管理官が担当している。諸給付の財源は社会保障基金と呼ばれる独立した基金から支出され、1961-62 年の支出総額は約 1.2 億ポンドであったが、この 1.2 億ポンドの内訳は各種現金給付が約 74% で最高を占め、医療・病院その他の現金給付が約 19%、特別家族給付として支給された家族手当金前払い金が約 5%、また管理費が 2% であった。これらの支出に対する基金の財源調達には主として社会保障所得税 (68%) と整理公債基金からの移転 (32%) で行なわれ、同年の収入総額は約 1.18 億ポンドであった。最大の財源とされる社会保障所得税 (Social Security Income Tax) は、能力に応じて釀出するという基本原則に依拠し、社会保障制度の財源調達を目的として、所得を有する者が一般的所得税以外に特殊目的税として支払うものであった。従来は社会保

障の財源は社会保障賦課金と整理公債基金から調達されていたが、1957年の「所得税評価法」(Income Tax Assessment Act 1957.)によって、前年度の収入に応じて納税するPAYE (Pay-As-You-Earn)課税方式が採用され、社会保障賦出にもこの方法が適用されている。社会保障所得税は所得税と組み合わせて徴収されることになっているが、被用者の場合には、収入1ポンド当り1シリング6ペンス(7.5%)の比率によって使用者が俸給もしくは賃金から控除して支払うことになっている。その他の者は8月と2月に分割払いで支払い、申告に基いて最終的に清算が行なわれることになる。整

理公債基金(Consolidated Fund)は政府の各活動に対する総合的財源として設けられ、社会保障所得税を除く全税収入、公債利子、公共企業収入、政府収入およびその他各種の収入で財源を調達され、1961-62年ではこの基金の収入総額3億63万ポンドのうち約3,810万ポンドが社会保障基金に移転された¹⁾。

ニュージーランドにおける最近の社会保障制度に関する経費をみるに²⁾、1961年4月—1962年3月末現在では、社会保障基金支出の対国民所得比は約11%、また対国民総生産比は約9%であった³⁾。同年度における社会保障基金支出は同基金

1) Department of Statistics, *New Zealand Official Yearbook*, 1963.

2) 1960-63年にいたる最近の社会保障基金収支は次のようなものであった。

社会 保 障 基 金 収 支

(単位 1,000 ポンド)

項 目	1960-61		1961-62		1962-63	
	収 入					
		%		%		%
社会保障賦課金	2,224	2.01	—	—	—	—
社会保障所得税	75,390	68.25	80,378	67.61	82,328	70.5
整理公債基金からの移転	32,476	29.40	38,100	32.05	34,000	29.1
利 子	50	0.05	10	0.01	6	0.0
遺棄された妻への扶養徴収金	141	0.13	148	0.12	159	0.2
外国との相互協約による清算	14	0.01	13	0.01	14	0.0
家族手当の前払返還金	64	0.06	131	0.11	255	0.2
そ の 他	103	0.09	112	0.09		
合 計	110,462	100.00	118,892	100.00	116,762	100.00
	支 出					
管理費・緊急給付	2,979	2.54	2,872	2.36	2,838	2.32
医療・病院その他の給付	21,148	18.02	22,971	18.90	23,758	19.62
現 金 給 付	86,299	73.52	89,923	73.95	90,601	74.04
家族手当前払い	6,941	5.91	5,762	4.74	5,150	4.21
外国との相互協約による清算	13	0.01	14	0.01	11	0.01
合 計	117,380	100.00	121,542	100.00	122,358	100.00

資料 *New Zealand Official Yearbook*, 1964, pp. 178-9.

3) 社会保障基金支出の国民所得と国民総生産に対する比率およびそれぞれの対前年度増加率は、次表に示されるとおりである。

社会保障基金支出の対国民所得・国民総生産比

(単位 100 万ポンド)

年	A 国民所得		B 国民総生産		C 社会保障基金支出		C/A	C/B
	金 額	対前年度 増加率	金 額	対前年度 増加率	金 額	対前年度 増加率		
		%		%		%	%	%
1955-56	843.9	5.2	881.8	5.5	72.9	8.5	8.6	7.4
56-57	887.4	5.2	1,030.2	4.9	75.6	3.8	8.5	7.3
57-58	936.3	5.5	1,090.2	5.9	78.9	4.4	8.4	8.4
58-59	962.4	2.8	1,135.0	4.0	89.5	13.4	9.3	7.9
59-60	1,038.6	7.9	1,221.0	7.6	109.2	27.6	10.5	8.9
60-61	1,115.3	7.4	1,304.9	6.9	117.4	7.5	10.5	9.0
61-62	1,146.2	2.8	1,345.8	3.1	121.5	3.5	10.6	9.0

資料 *New Zealand Official Yearbook*, 1957-63.

と整理公債基金の支出合計の約 32% に当り、また両基金の支出対比では前者は後者の 41% となっていた⁴⁾。社会保障給付支出では年金部門が最も大きく、1961-62 年に年金部門は社会保障支出の約 46% にのぼり、支出のほぼ 2 分の 1 を占め、家族手当給付部門がこれに次いでいた。

1962 (4 月以降)-63 年 (3 月末現在) における社会保障基金の支出総額は 1 億 2,236 万ポンドで、国家財政の約 42% に相当するものであった。この総額のうち約 9,680 万ポンド (総額の 79.1%) が現金給付に、約 2,376 万ポンド (19.1%) が医療給付 (医療、入院、出産、薬剤その他補助) に、また 179 万ポンド (1.5%) が管理費にそれぞれ支出されていた。現金給付の支出内訳は、表 15 に示すとおりであるが、この中で合計約 5,650 万ポンドに達する年金部門が最大の支出規模を有し、家族手当部門がこれに次ぎ、これら両者は現金給付支出の 92% を占めている。ちなみに、年金部門は社会保障基金支出の 46.1% にのぼり、家族手当部門は 26.4% に相当していることによって知られるように、これら両者はニュージーラン

表 15 社会保障基金の現金給付支出

(単位 1,000 ポンド)

年度	1960-61	1961-62	1962-63	%
給付				
長老年金	20,087	23,149	25,118	25.9
老齢年金	27,036	24,858	24,508	25.3
廃疾年金	2,149	2,191	2,268	2.3
寡婦年金	4,200	4,353	4,546	4.7
遺児年金	43	46	46	0.1
家族手当	30,900	33,440	32,302	33.4
鉦夫給付	118	100	87	0.1
失業給付	93	80	163	0.2
疾病給付	1,673	1,705	1,563	1.6
その他*	8,215	6,953	6,194	6.4
合計	94,514	96,875	96,795	100.00

注*「その他」には緊急給付、補助的扶助、家屋修理の前払い、労働不能者の雇用補助金および家族手当前払い貸付金などが含まれるが、これらのうち家族手当前払貸付金が最も大きく、1962-63 年の支出は 515 万ポンド (現金給付合計の 5.3%) であった。

資料 New Zealand Official Yearbook, 1964, p. 179.

ド社会保障制度の中できわめて重要な地位を占めている。さらに、年金部門をみれば、その支出はほとんど長老年金と老齢年金に充当されており、老齢給付部門に託された役割は非常に大きなものがあつた。

元来、年金制度はいずれの国の社会保障制度でも多額の経費を必要とされているが、最近 10 年以上にわたりニュージーランドでも年金部門の占める比率は 40% 前後であった。また年金部門の中でも長老年金と老齢年金で構成される老齢給付が同部門支出の約 90% を占めており、1961-62 年における対国民所得では年金部門支出が約 4.5% で、老齢給付支出は約 4.1% であった。

ニュージーランドでは社会保障給付に「居住期間」、「所得テスト」および「生活態度」などの諸条件が要求されているが、老齢給付のうち長老年金は所定の居住期間のみを条件として、なんらの「所得テスト」をも要求されることなく、65 歳以上の全居住者に支給されるのを建前としているのに対して、老齢年金は居住期間以外に「所得テスト」(Income Test) を受給資格条件とされている。このように、ニュージーランドでは一定年齢を基準として所得有無別の年金制度が実施されている。1960 年修正法で資産にたいする「資力テスト」(Means Test) は廃止され、また「所得テスト」に

- 4) 社会保障基金支出の対整理公債基金支出比は次表の示すとおりで、1961-62 年に社会的サービスの支出が 43% に対して国防費は 7% であった。なお、整理公債基金は政府支出の主要な財源を調達するが、同年度の公的勘定総額 56,960 万ポンドのうち社会保障基金支出 12,150 万ポンドと整理公債基金支出の合計は 38,410 万ポンドにのぼっている。

社会保障基金支出の対整理公債基金支出比
(単位 100 万ポンド)

年	整理公債基金支出						社会保障基金支出	
	総額	国防費		社会的サービス支出		%	支出	%
		支出	百分比	支出	百分比			
1955-56	193.3	24.4	12.6	66.4	34.4	72.9	37.7	
56-57	203.0	26.2	12.9	74.0	36.5	75.6	37.2	
57-58	193.7	23.4	12.1	66.6	34.4	78.9	40.7	
58-59	340.0	17.8	5.2	95.1	28.0	89.5	26.3	
59-60	314.2	19.2	6.1	184.0	58.6	109.2	34.8	
60-61	284.0	20.3	7.1	120.5	42.4	117.4	41.3	
61-62	300.3	22.2	7.3	129.0	43.0	121.5	40.5	
62-63	290.6	28.1	7.9	133.7	46.0	120.6	41.5	

注 社会的サービスには保健サービス、公立病院、教育、リハビリテーション、戦時その他の年金、社会保障基金移転の各支出が含まれている。社会保障基金の移転支出は 1962-63 年に約 3,400 万ポンドであった。New Zealand Official Yearbook 1957-63 参照。

よる所得制限基準は漸次引上げられて受給条件はかなり寛大化されてきたが、ニュージーランドの社会保障制度に依然として「所得テスト」が採用されているのは、この国の社会保障制度に含まれた“能力に応じて醸出し、必要に応じて受給する”という基本原則を確守して実施されるためであろうと考えられる。目的税としての社会保障所得税の方式を採用するこの国では、たとえば老齢給付のような各個人の将来に約束された給付に関連しても醸出せしめるとともに、さらに所定の条件に従って支給される社会保障給付の財源調達に共同責任に対する社会連帯性が強調されているのである。したがって、醸出は必ずしも受給資格と直接的関係をもっておらず、無条件の年金受給を約束してはいないのである。すなわち、所得を有する全居住者は所定の条件に従って、一般所得税同様に義務づけられた目的税としての社会保障所得税を負担するにもかかわらず、老齢年金の受給の場合には「所得テスト」によって年金支給額は減額されるか、あるいは年金の支給を拒否される仕組となっている。このような方法を採用しているのは、社会保障制度によるいわゆる所得分配的機能を重視しているためであろうと考えられる。

1963年現在の所得制限は年額156ポンドで、この制限以上の所得を有する場合には老齢年金は減額されることになっている。たとえば、単身者の年金給付以外の所得最高額は156ポンドで、この場合には年金(260ポンド)と所得の合計416ポンドが取得できることになっている。しかし、制限所得以上の超過額では1ポンド当たり1ポンドずつ年金支給額は減額されるので、制限所得と520ポンド(支給額の2倍)の合計676ポンド以上の所得を年金給付以外から取得する者は年金の支給が停止されることになる。同様に双方有資格の夫婦者は右と同一率で超過所得に対する減額を適用され、一方のみ有資格の夫婦者はより高い制限額(制限所得プラス基本年金額)390ポンドを双方の所得合計が超過する場合に減額されることになっている。一方のみ有資格の場合には双方有資格より高い所得制限を設けて配偶者の所得により有利な条件が与えられているが、その反対に2倍の減額

率でより厳しい減額が行なわれている。さらに配偶者がなんら社会保障給付を取得していない夫婦者では、給付以外から取得する所得が624ポンド(基本年金額、補足的支給額および制限所得の合計)未満であることを条件として、基本年金に同一支給額の補足的給付が追加して支給される。なお従来、給付額は単身者と夫婦者1人に対して同一基本額が支給されていた。しかし1960年修正法によって「資力テスト」が廃止されるとともに、1961年1月1日から単身者と夫婦者の給付に差額が設けられ、夫婦者1人当りの基本額に対して単身者には26ポンド高い給付が支給されることになった。従来、単身者は夫婦者の2分の1とされていた伝統的な支給額決定原則が放棄され、双方の年金給付額に差額を設けたことは、「資力テスト」の廃止とともに注目せらるべき変化といえることができるであろう。

既述のように、老齢年金の年額は1963年7月から単身者260ポンド(週5ポンド)、夫婦者1人当たり234ポンドと増額されたが、この単身者年金額もニュージーランドの最低賃金額のほぼ半分にあたるものであった。いま、ニュージーランドの「所得テスト」に対して一般的所得状況をみれば、1962年の「最低賃金条令」に基いて同年8月8日以降実施された最低賃金は、出来高払いもしくは時間給で男子が5シリング2.5ペンス、女子が3シリング6ペンスとされ、日給で男子2ポンド1シリング8ペンス、女子1ポンド8シリング、またその他週給で男子が10ポンド3シリング4ペンス、女子が6ポンド16シリング4ペンスとされていた。一方納税関係の数字によれば、1958-59年度に年間所得額375ポンド以上の申告者のうち375-599ポンドのグループが約22%で、2,000ポンド以上のグループは約5%、また5,000ポンド以上は1%未満であった。これらの納税総額に占める比率は600ポンド未満が約10%、2,000ポンド以上が約15%、また5,000ポンド以上が2-4%となっていた。この2,000ポンド以上のグループに被用者の約2%が含まれているにすぎない。一般に600-999ポンドのグループに属するものが最も多く納税者中の約50%を占め

ていたが、最近このグループの比率は減少し、その代りに1,000-1,999ポンドのグループが漸増して約30%近い比率を示している。しかし被用者では1,000ポンド未満が58%で過半数を占め、自営業者では1,600ポンド未満が過半数となり、両者のこの限界には約600ポンドの差が開いている。また375ポンド未満のグループを含む約106万人の全申請者中1,000ポンド以上のグループは約24万人で約22%となるが、それ以下の0-999ポンドのグループは約82万人で約77%を占め、400-1,199ポンドのグループに約59万人(56%)が集中していた。一方、このグループの集中に対して比較的に所得が低い374ポンド未満のグループは約31万人で約40%に相当し、「所得テスト」の制限額に触れてくると思われるグループの低所得グループでは300ポンド未満が24%、200ポンド未満が約20%、100ポンド未満が14%であった。要するに、中所得グループの所得では年金支給が停止されることになり、「所得テスト」

の制限額はいわゆる最低所得グループの年収に相当し、また年金額も年金額と制限額合計も中所得グループ未満となっている。したがって、定額方式と「所得テスト」(減額方式)を採用するこの国の老齢年金は、報酬比例方式を採用して、たとえば標準報酬65%の比率を採用する他の諸国の例と比較すれば、年金受給以前に比較的高額所得を取得していたグループにとって不利な年金制度といえよう。しかも「所得テスト」の基準は漸次寛大化されてきたものの、まだ比較的高い基準が採用されているともみられる。

上の「所得テスト」に対して65歳までを限度とし、60歳以降年金受給開始を延期する者は、延期1年当り6ポンド10シリングずつ最高32ポンド10シリングまで「所得テスト」の制限所得を引き上げられる仕組みとなっている。一般に各国の年金制度では受給延期に対して給付額もしくは給付率を引き上げる直接的増額方式を採用する例が多いのに対して、ニュージーランドでは給付額

表 16 受給延期年数別新規受給者

延期年数	1957-58		1958-59		1959-60		1960-61		1961-62	
	人 数	百分比	人 数	百分比	人 数	百分比	人 数	百分比	人 数	百分比
1	229	8	166	8	66	6	53	8	47	11
2	225	8	125	6	77	7	78	12	64	15
3	226	8	207	9	101	10	87	13	48	12
4	277	10	195	9	110	10	76	11	58	14
5	1,877	66	1,474	68	723	67	368	56	198	48
合 計	2,834	100	2,167	100	1,077	100	662	100	415	100

表 17 老齢年金の年齢別受給者数と百分比 (1961 年)

年齢グループ	受 給 者 数 ・ 百 分 比											
	年 間 新 規						12 月 31 日現在					
	男	百分比	女	百分比	計	百分比	男	百分比	女	百分比	計	百分比
60 歳	780	29	1,070	29	1,850	29	867	3	1,230	2	2,097	2
61	700	26	1,190	32	1,890	29	1,537	5	2,381	3	3,918	4
62	290	11	360	9	650	10	1,778	5	2,448	4	4,226	4
63	260	10	330	9	590	9	1,526	5	2,831	4	4,357	5
64	140	5	300	8	440	7	1,087	3	3,182	5	4,269	4
60-64 小計	2,170	81	3,250	87	5,420	84	6,795	21	12,072	18	18,867	19
65-69	310	12	360	9	670	11	5,470	16	12,984	19	18,454	19
70-74	120	4	30	1	150	2	7,167	21	15,204	23	22,371	22
75 以上	90	3	110	3	200	3	14,051	42	26,340	40	40,391	40
65 以上小計	520	19	500	13	1,020	16	26,688	79	54,528	82	81,216	81
総 合 計	2,690	100	3,750	100	6,440	100	33,483	100	66,600	100	100,083	100

自体を引き上げるのではなくして、所得制限の引き上げによる受給機会の拡大および減額免除金額増額の間接的増額方式を採用している。表 16 に示されるように、受給を延期した新規受給者は急速に減少し、1961-62 年では 1957-58 年の約 15% が受給したにすぎない。この数年間における傾向では従来一般に延期年数の長い者が多かったが、最高 5 年の延期者が減少するにつれて各年数別の比率が崩れて、各年数別グループの比率は平均化する傾向があらわれている。

老齢年金の年間新規受給者と 1961 年 12 月末現在における年齢別および性別の受給者は表 17 に示されているとおりである。新規受給者では年金年齢直後の 60-61 歳のグループが約 60% で、これは年金年齢到達後直ちに年金の受給を開始する傾向があることを示しているといえよう。また新規受給者では 60-64 歳のグループが 80% 以上を占め、65 歳以上の新規受給はきわめて少い。これらの傾向はとくに女子の場合に顕著にみられ、男女別にみると新規受給者および 1961 年 12 月 31 日現在の全受給者いずれも女子の方が多く、受給者総数約 10 万人中約 67% は女子で占められている。また受給者の老齢人口に対する比率では女子の方が 10-20% 以上男子より多い。この比率を年齢別にみると、60 歳以上で老齢給付を受給する者は 37% (男子 28%, 女子 45%) に相当しており、60-64 歳では 21% が受給しているにすぎない。長老年金の年金年齢 65 歳以上の受給者は 44% で、70 歳以上にいたって 55% とやっと半数を超えている。これらの状況から老齢給付の受給者は 70 歳未満では老齢人口の 2 分の 1 以下となっており、60-64 歳では 5 分の 1 が受給者であることが知られる。老齢給付受給者に関するこれらの事情については、労働時間の延長によりカバーしなければならないほど労働力が不足している労働市場の事情も一要因として考慮しなければならないであろう。このことは 65 歳以上の老齢人口のうち 4% は依然として就労し、労働人口に計上されていることをもってしても知ることができよう。

ニュージーランドにおいては年金給付の実質的

価値の維持のための対策はまだ講じられていない。すなわち、生計費の変動に対して年金給付の実質的価値を維持するための定期的な検討も行なわれていないし、また生計費、物価もしくは賃金などの指数にリンクする自動的調整も実施されていない。従来この生計費変動に対する給付額の調整は、いわば世論を公的機関がとりあげることによって実施されてきた。つまり、生計費上昇に対応する妥当な年金給付額について議会の再検討を世論が要求し、その再検討に基いて年金その他の各給付が引き上げられてきたのである。たとえば、長老年金は既述のように最近数年間に引き続いて増額されてきたが、1955 年以降 1962 年の修正まで長老年金 (单身男子の例) はいちじるしく引き上げられている。一方、同期間における小売物価と賃金の指数変動をみれば、小売物価の上昇は約 21% であった。賃金指数では成人男子名目賃金の上昇率が約 21% であるのに対して、実質賃金の指数変動は 1.1% 増にすぎず、1954 年と対比すればむしろ指数は減少している⁵⁾。これらの状況に対して長老年金の支給額は短期間にかかわらずきわめて急激な上昇を遂げている。この急上昇は従来の年金支給額が低かったので、低所得グループにより高い生活水準を与えようと企図するこの国の社会保障制度に含まれた基本的目的にそうべく、所得制限の引き上げによる受給資格取得機会の拡

5) 1954 年を 1,000 とする最近 11 年間のニュージーランドにおける小売物価指数と賃金指数を示せば、次表のとおりであった。

小売物価・賃金指数					
年	小売物価 (全グループ)	名目賃金(週)		実質賃金(週)	
		成人男子	成人女子	成人男子	成人女子
1952	912	871	852	953	932
53	956	929	924	972	967
54	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
55	1,024	1,035	1,039	1,011	1,015
56	1,061	1,055	1,056	994	995
57	1,083	1,104	1,106	1,019	1,021
58	1,132	1,116	1,128	986	996
59	1,175	1,136	1,146	967	975
60	1,183	1,193	1,210	1,008	1,023
61	1,204	1,212	1,244	1,007	1,033
62	1,234	1,242	1,274	1,005	1,031

資料 New Zealand Official Yearbook 1963.

大とともに、合せて年金支給額が増額されてきたことに基くものであろう。すなわち、物価指数ともまた賃金指数とも不均衡な上昇を示す老齢年金の引き上げは生計費上昇により誘発されたものであるとともに、さらにそれ以外のより高度な生活水準の確保を約束しようとする意図によって行なわれたものであろう。ちなみに、ニュージーランドでは 1939 年以降の物価指数は生計費変動に対する給付の調整に不適切であるから、むしろこの調整には賃金指数の方がより妥当であるという見解が一部で採用されている。しかし他の一部においては賃金指数では最低賃金指数が用いられるであろうが、その場合最低賃金決定は生計費変動よりおくれる傾向があるし、また最低賃金以上の賃金に生ずる変動が軽視もしくは無視される危険性が生ずるので、この賃金指数もまた不適切であるとする見解が採られていた。

既述のように、ニュージーランドでは社会保障制度の財源として社会保障所得税が徴収されているが、租税による財源調達とは 1898 年 11 月 1 日の「老齢年金法」実施以来用いられる伝統的方式といえる。当初老齢年金は「資力テスト」を条件として、生活困窮者を対象として、各種税収入による国庫負担で賄われていたが、これに対して「資力テスト」なしの老齢年金が提唱されたこともあった。すなわち、砂糖や糖蜜のような生活必需品に対する課税によって老齢年金支出を賄う財源を調達しようというのであった。この提案は老齢年金の財源調達は全居住者の社会的連帯責任によってなさるべきであるとの考えに基くものであった。しかしこの提案は採用されなかった。その後も老齢年金の特別勘定が試みられて慈善的扶助、病院、精神病院、教育とともに老齢年金を含むこれらの支出に対する基本財産勘定が検討され、1906 年 8 月政府は譲渡・貸借を禁じられ国有地から得た収益を同勘定の財源とすることを計画した。その結果、教育と老齢年金の財源として 900 万エーカーの国有地をこれに当てる「国家基本財産法」(National Endowment Act) を 1907 年に制定し、翌 1908 年からこの土地からの収益は政府会計の国家基本財産勘定に移された。この特別勘定の一部は国有

地管理その他の経費に若干充当されたが、その他は 70% を教育に、また 30% を老齢年金の財源とされることになっていた。なお、この財源とは別に政府の一般財政からも一部の財源が老齢年金に支出されていた。国家基本財産勘定の老齢年金部門は、郵便局窓口を使用する年金支払い方式をも考慮して当初郵便関係の勘定で管理されていたが、1932 年から年金勘定として独立した特別勘定に管理と運用が移管された。

一方、1930 年代の大不況を経験したニュージーランドでも当時失業問題に特別な考慮が必要とされることになり、表 18 に示されるような緊急

表 18 社会保障税率

修正年月日	税 率 (1ポンド当り)		税 種
1931. 8. 1	0 3	1.25	緊急失業賦課金
32. 5. 1	1 0	5.0	同 上
34. 10. 1	0 10	4.16	雇用促進税
35. 10. 1	0 8	3.33	同 上
39. 4. 1	1 0	5.0	社会保障税
40. 7. 21	2 0	10.0	1s 社会保障税 1s 国家保安税
42. 5. 11	2 6	12.5	1s 社会保障税 1s6d 国家保安税
46. 5. 13	2 0	10.0	1s6d 社会保障税 6d 国家保安税
47. 4. 21	1 6	7.5	社会保障税
58. 4. 1	1 6	7.5	PAYE 方式採用

資料 Social Security Department, The Growth and Development of Social Security in New Zealand, Wellington 1950. *New Zealand Official Yearbook* 1960.

失業賦課金 (Emergency Unemployment Charge) や雇用促進税 (Employment Promotion Tax) が賃金・俸給取得者から徴収された。その後 1938 年の「社会保障法」(Social Security Act) により社会保障基金が設けられるとともに、社会保障税が採用されることになった。しかし、第 2 次世界大戦の開始により軍事費調達のため 1940 年以降 1947 年まで社会保障税と合せて国家保安税 (National Security Tax) が徴収された。なお現在の税率は 1946 年以来実施されてきた比率である。同年以降の社会保障支出の増大に対して財源の税率据え置きを可能ならしめたのは、税収入の増大とともに、社

会保障基金に対して整理公債基金から行なわれる移転によるところがきわめて大きい。たとえば1957年の所得税評価法によって前年度の収入に比例させるPAYE課税方式が1958年以降実施されているが、同方式の採用に伴う社会保障基金の財源構成は表19に示されるように、同方式採用以前の1956-57年と1957-58年では社会保障賦課金負担分がいずれも80%以上で、整理公債基金負担分は20%以下であったのに対して、同方式採用以降では経過措置が講ぜられた1959-60年を除いて、社会保障税の負担分が70%以下で、整理公債基金の負担分は20%以上、ほぼ30%となっている。すなわち、表19に示された期間において社会保障基金は1957-58年を除いて、20-30%を整理基金からの移転で調達しており、1959-60年にはそれが97%余にのぼっていた。

このように、ニュージーランドの社会保障基金の財源は主として社会保障所得税と他の税収入による整理公債基金からの移転で調達され、1962-63年においては前者が70.5%、後者が29.1%を占めていた。社会保障所得税の負担率は課税所得1ポンド当り1シリング6ペンス(7.5%)であるが、1962年以降所得のうち104ポンドが社会保障所得税の課税対象から控除されている。なお、表20の示すように、1961-62年における税収入

総額のうち63.8%が直接税(社会保障所得税を含む)に依存しており、国民1人当りの直接税負担は年額93ポンド1シリングであった。この1人当り負担額に対して、全税収入の1人当り負担額は146ポンド13シリングとなっていた。1961-62年には賃金・俸給生活者の平均所得は約1,000ポンド、自営業の平均所得は約1,350ポンドとみられていたから、これら階層のひとつとは各所得の10-14%余を税として醸出していたことになる。1962-63年では全税収入のうち63.3%が社会保障所得税を含む直接税によって占められており、国民1人当り直接税負担は前年度よりやや低く68ポンド9シリング、全税収入の1人当り負担額は136ポンド13シリングであった。

こんにち、福祉国家の1つの典例とみられているニュージーランドの社会保障制度にもまだいろいろな問題が残されているようである。まず、あげらるべき点は、包括的な諸給付を支給するこの国の社会保障制度では、“能力に応じて醸出し、必要に応じて受給する”という基本原則に依拠して、若干の例外を除けば、比較的厳しい受給制限が設けられていることである。すなわち、醸出負担能力を有する者は原則としてすべて収入に応じて醸出負担義務を強制されるにもかかわらず、所得制限その他の各種の制限によって醸出者はすべ

表19 社会保障基金財源構成

(単位1,000ポンド)

年 度	社会保 障基 金収入総額	社会保 障 賦 課 金		社 会 保 障 税		整理公債基金からの移転	
			%		%		%
1956-57	75,857	61,635	81.3	—	—	14,000	19.5
57-58	66,510	66,256	99.6	—	—	—	—
58-59	105,400	10,366	9.8	70,249	66.4	24,600	23.3
59-60	106,733	2,420	2.3	—	—	104,080	97.5
60-61	110,462	2,224	2.0	75,390	68.2	32,476	29.4
61-62	118,892	—	—	80,378	67.6	38,100	32.0

資料 New Zealand Official Yearbook, 1958-63.

表20 直接税と全税収入

年	直接税 (社会保障所得税を含む)			全 税 収 入		
	総 額	人口1人当り	対税収総額比	金 額	人口1人当り	
1960-61	1,000 ポンド 206,920	£ 86 S 13	% 61.9	1,000 ポンド 344,463	£ 140 S 1	
1961-62	228,514	93 11	63.8	358,203	146 13	
1962-63	216,387	86 9	63.3	342,014	136 13	

資料 New Zealand Official Yearbook, 1963.

て当人が要求する場合に必ずしも受給資格を認められるとはかぎらない。つまり、制限条件に触れる場合には社会保障給付に対する事故が生じてても、当人の“必要に応じて受給する”資格は承認されない。したがって、すでに醸出を要求しておきながら、給付の支給を制限するのは矛盾した措置であるとみられる。とくに全醸出者が将来すべて経験する老齢に対して「所得テスト」を課し、受給制限を加えるのは厳しすぎるという批判も行なわれている。しかし老齢者に対するこの制限は社会保障所得税の財源調達方式を採用する特殊な条件からやむを得ない処置であるとされており、また

老齢者の早期受給は労働力の不均衡を招くという労働市場の立場からどうしても制限を設くべきであるとし、その代りに 65 歳以上の長老年金に対する「所得テスト」の廃止を認めているのが現状である。とはいえ、貧困の追放に本格的にとり組み、防貧のためのより積極的な対策を確立するには、所得制限の引き上げによる「所得テスト」の寛大化、居住資格期間の短縮などによる受給機会の拡大とともに、生計費や賃金の変動にスライドする年金給付額の確保や社会保障諸給付に対する所得制限の調整の実施などの諸問題が、これから解決せらるべき重要な課題たるものであろう⁶⁾。

6) ニュージーランド社会保障制度に関する主要な参考文献・資料。

I. L. O., *System of Social Security*: New Zealand, Geneva, 1949.

L. Meriam, *Relief and Social Security*, Wash. D. C. 1949.

New Zealand Gov't, *The Social Security Department, The Growth and Development of Social Security in New Zealand*, Wellington 1950.

R. S. Parker, *Economic Stability in New Zealand*, Wellington 1953.

R. Mendelsohn, *Social Security in the British Commonwealth*, 1954.

K. J. Scott (ed.), *Welfare in New Zealand*, Wellington 1955.

I. S. S. A., *Recent Development in the Field of Social Security 1953-55*.

W. A. E. Green and Others, *Social Services in New Zealand*, Wellington 1955.

N. Z. Social Security Dept., *Social Security Cash Benefits in New Zealand*, Wellington 1955.

J. B. Condliffe, *The Welfare State in New Zealand*, London 1959.

J. B. Condliffe, *New Zealand in The Making*, London 1959.

Keith Sinclair, *A History of New Zealand*, London 1961.

N. Z. Monetary and Economic Council, *The Current Economic Situation and Outlook*, Wellington 1961.

Ditto, *Economic Growth in New Zealand*, Wellington 1962.

B. M. Brown, *The Rise of New Zealand Labour; A History of the New Zealand Labour Party from*

1916 to 1940, Wellington 1962.

N. Z. Dept. of Statistics, *New Zealand Official Yearbook 1955-1964*, Wellington 1955-1964.

I. L. O., *Industry and Labour*, Geneva 1955-1964.

I. L. O., *The Cost of Social Security 1958-1960*, Geneva 1964.

U. S. Dept. of Health, Education, and Welfare, *Social Security Programs Throughout the World 1964*, Wash. D. C. 1964.

厚生大臣官房総務課『ニュージーランドにおける社会保障の生成と発展 (1898 年から 1949 年までのニュージーランド社会保障の概観)』(社会保障資料 No. 22. 昭和 29 年 1 月)

内野仙一郎稿「ニュージーランドの国民年金」(社会保障時報・第 31 巻・第 10・11・12 号・昭和 32 年 12 月刊所収)

総理府社会保障制度審議会事務局編『ニュージーランドの社会保障制度』(『主要各国の社会保障制度』・1957 年刊所収)

平石長久稿「外国の社会保障——ニュージーランド」(『共済新報』・昭和 40 年 7 月号所収)

なお、本稿の各種表はとくに典拠を示さないものはすべて、ニュージーランド政府統計局のベイカー (J. T. V. Baker) とホッジキンソン (G. L. Hodgkinson) の両氏の厚意によって多年にわたって恵送していただいている *New Zealand Official Yearbook, 1955-1964* より作成したものである。またニュージーランドの 1938 年の「社会保障法」の議会の審議過程についての詳細な報告書 *Parliamentary Debates*, Third Session, 1938; *Legislative Council and House of Representatives*, 10th August to 14 September, No. 9-13, Wellington 1938. も同国の社会保障制度の理解のためには貴重な資料である。